

# 都市計画道路の見直しの方針（案）

令和3年11月

市川市道路交通部交通計画課

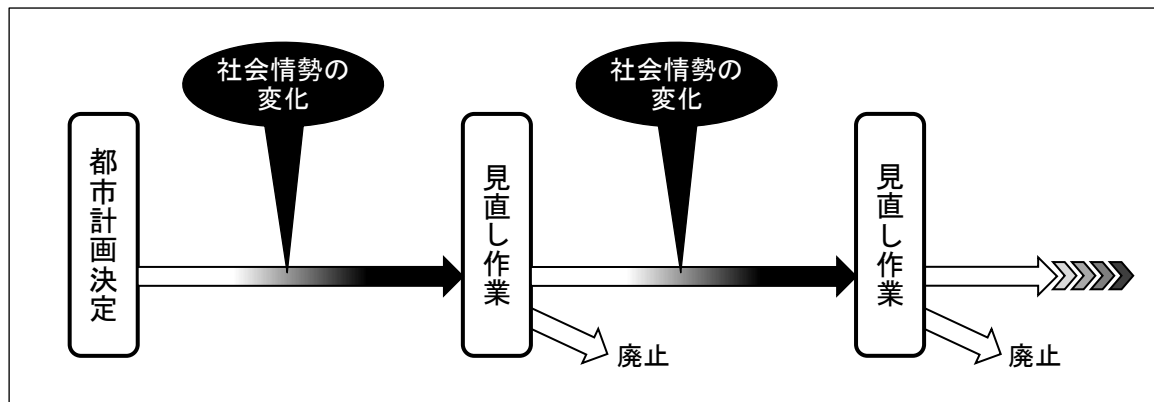
## もくじ

都市計画道路の見直しについて.....	2
都市計画道路について.....	2
市川市の都市計画道路の状況.....	4
見直し作業の手順.....	6
検討対象路線の選定.....	6
第二段階一次評価.....	10
第二段階二次評価.....	17
第三段階評価.....	21
都市計画道路見直しの方針.....	24
今後のスケジュール.....	27
【参考】各段階評価一覧表.....	28

## 都市計画道路の見直しについて

都市計画道路の多くは全国的に高度経済成長期を中心に、都市への人口集中と市街地の拡大を前提に計画されています。令和元年度末時点で全国では約 7.2 万 km の都市計画道路がある一方、整備済み（改良済み）延長は約 4.8 万 km、概成済みが約 0.8 万 km となっています。

都市計画道路の中には都決から長期にわたり未整備のものもあり、社会情勢の変化により必要性が変化している可能性があることなどから、適宜見直しが求められています。



本市では昭和 15 年（1940 年）に最初の都市計画決定が行われ、順次整備が進められてきましたが、未整備区間の割合は約 4 割という状況です。

こうしたことから、外環道路や都計道 3・4・18 号浦安鎌ヶ谷線などが供用開始したのを機に、現在の各都市計画道路の必要性の検証等を行い、必要な見直しを行うこととしました。

今回の見直し方法は県が策定した「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」に基づいて行っております。

## 都市計画道路について

都市における道路には、以下の機能があります。

- ①交通機能（円滑な移動を確保）
- ②空間機能（都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保）
- ③市街地形成機能（都市構造を形成し、街区を構成）

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。その中で都市計画道路は、主として道路の交通機能に着目して、次のような道路種別を設定し、適切に組み合わせ、道路の機能が十分発揮されるよう定める必要があります。

- ①自動車専用道路

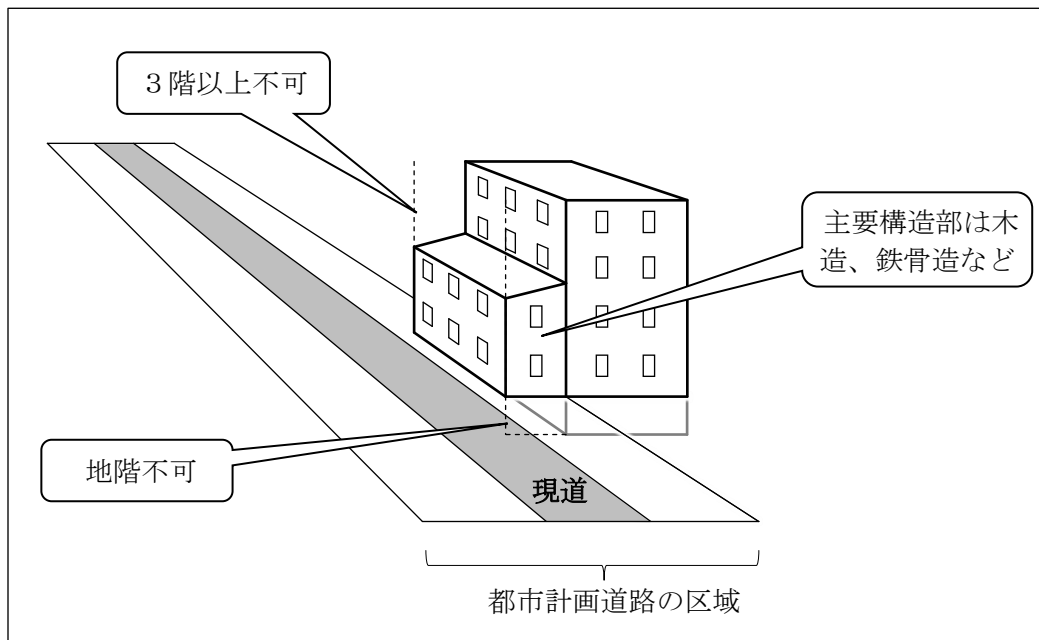
- ②幹線街路
- ③区画街路
- ④特殊道路



【上図】国土交通省ホームページより

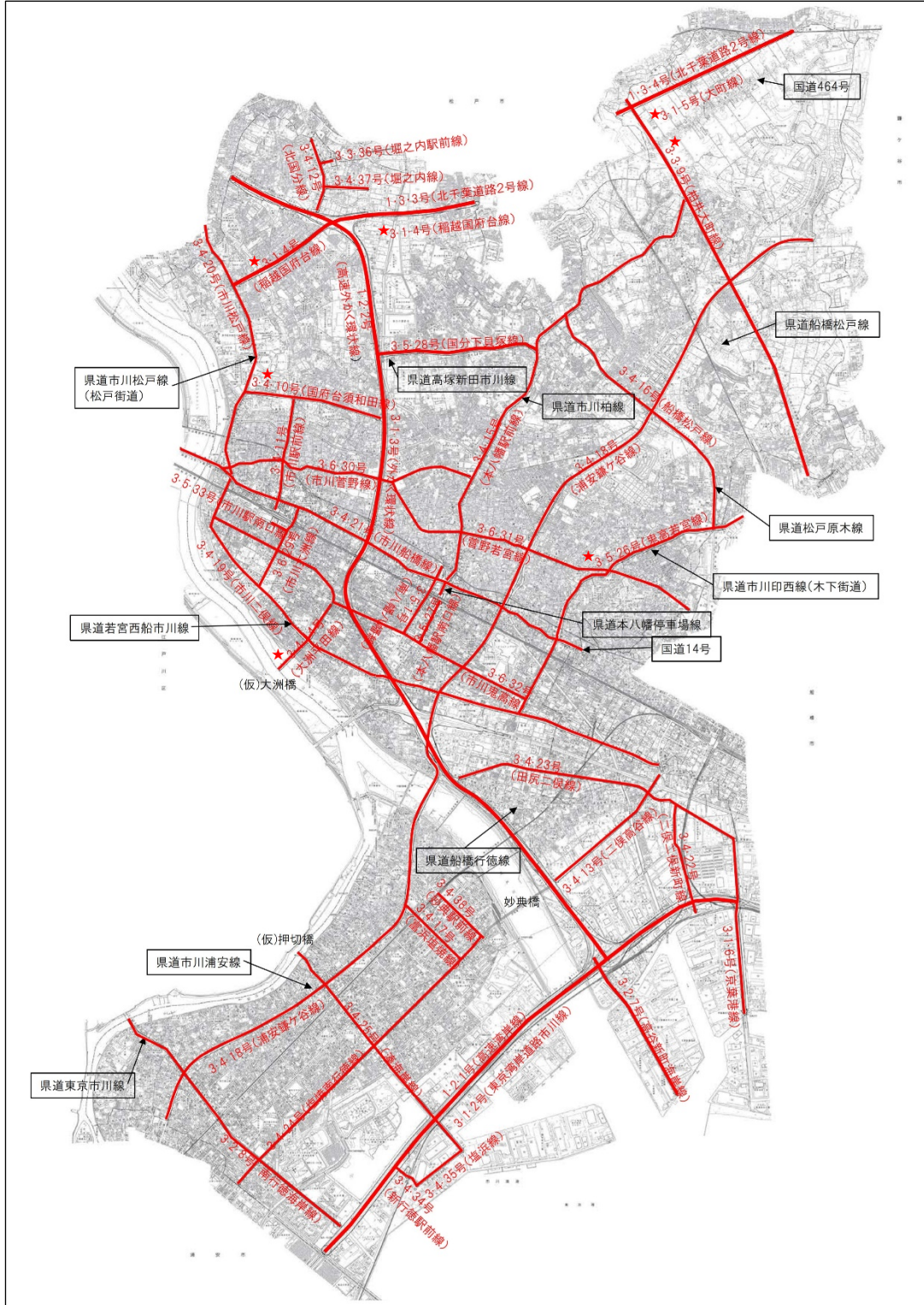
また、都市計画道路の計画区域内は、将来円滑に事業が施行できるよう、建築に一定の制限がかけられています。区域内で建築物の建築をしようとする場合、都市計画法に基づく許可を受ける必要があります。都市計画道路が廃止されると、そうした建築制限がかからなくなります。

### 市川市における建築制限



## 市川市の都市計画道路の状況

市川市では全体で 42 路線約 120km が都市計画決定されています。令和 3 年 3 月末現在、整備済み延長は約 72.6km で、計画延長に対する割合は約 6 割です。未整備間を有する路線は 21 路線あり、また、都市計画決定から 20 年以上経過して全線未整備の路線が 6 路線（図中★印）あります。

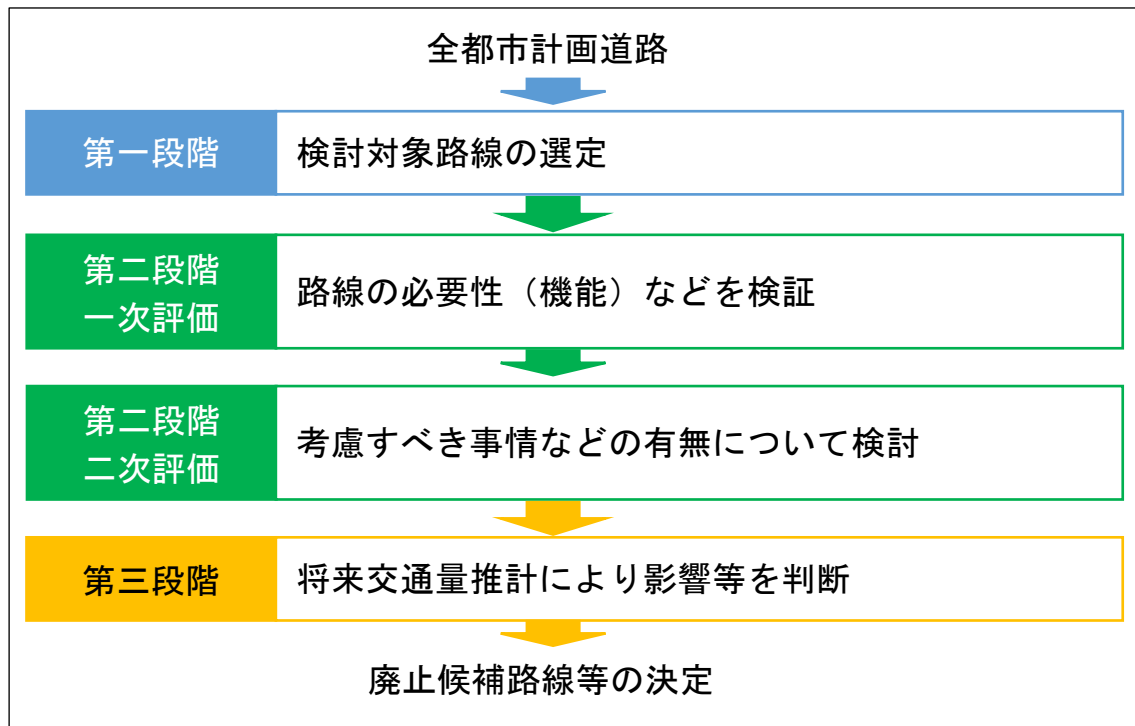


名称		位置		幅員(m)	総延長(m)	当初決定 年.月.日
番号	路線名	起点	終点			
1・2・1	高速湾岸線	塩浜3丁目	高谷	30.0	約 4,400	S48.4.10
1・2・2	高速外かく環状線	北国分1丁目	高谷	35.1	約 9,690	H8.12.20
1・3・3	北千葉道路1号線	稲越町	堀之内1丁目	27~41	約 1,210	R3.1.12
1・3・4	北千葉道路2号線	大町	大町	23~52	約 2,040	R3.1.12
3・5・1	南八幡八幡線	南八幡5丁目	八幡3丁目	14.0	約 830	S57.7.20
3・1・2	東京湾岸道路市川線	塩浜3丁目	二俣	100.0	約 5,970	S44.5.31
3・1・3	外かく環状線	北国分1丁目	田尻	60.0	約 10,110	S44.5.31
3・1・4	稲越国府台線	稲越町	国府台5丁目	40~72	約 2,800	S44.5.20
3・1・5	大町線	大町	大町	51~67	約 2,040	S44.5.20
3・1・6	京葉港線	二俣	二俣新町	40.0	約 1,860	S44.3.27
3・2・7	高谷新町海岸線	田尻	高谷新町	30.0	約 1,700	S39.9.14
3・2・8	南行徳海岸線	相之川1丁目	塩浜4丁目	30.0	約 3,310	S39.9.14
3・3・9	柏井大町線	柏井町1丁目	大町	22.0	約 4,400	S44.1.29
3・4・10	国府台須和田線	国府台1丁目	須和田1丁目	21.0	約 1,580	S33.9.20
3・4・11	市川駅前線	市川1丁目	真間5丁目	20.0	約 1,500	S15.8.13
3・4・12	北国分線	堀之内2丁目	堀之内3丁目	20.0	約 930	S44.5.20
3・4・13	二俣高谷線	二俣1丁目	高谷	20.0	約 1,660	S39.9.14
3・4・14	大洲平田線	大洲2丁目	平田4丁目	20.0	約 900	S33.9.20
3・4・15	本八幡駅前線	八幡2丁目	大野町3丁目	18.0	約 5,300	S15.8.13
3・4・16	船橋松戸線	若宮3丁目	大野町1丁目	18.0	約 2,800	S44.1.29
3・4・17	富浜塩焼線	富浜2丁目	塩焼2丁目	18.0	約 810	S40.1.28
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線	新井2丁目	大野町4丁目	18.0	約 11,780	S33.9.20
3・4・19	市川二俣線	市川2丁目	二俣1丁目	16.0	約 6,080	S15.8.13
3・4・20	市川松戸線	市川2丁目	国府台5丁目	16.0	約 3,050	S33.9.20
3・4・21	市川船橋線	市川2丁目	高石神	16.0	約 4,100	S15.8.13
3・4・22	二俣二俣新町線	二俣	二俣新町	16.0	約 1,160	S39.9.14
3・4・23	田尻二俣線	田尻5丁目	二俣	16.0	約 3,140	S39.9.14
3・4・24	塩焼南行徳線	下妙典	南行徳3丁目	16.0	約 3,700	S40.1.28
3・4・25	湊海岸線	湊	塩浜1丁目	16.0	約 2,730	S39.9.14
3・5・26	鬼高若宮線	鬼高3丁目	若宮3丁目	15.0	約 3,180	S15.8.13
3・5・27	本八幡駅南口線	南八幡4丁目	南八幡4丁目	15.0	約 490	S15.8.13
3・5・28	国分下貝塚線	国分5丁目	下貝塚1丁目	12.0	約 1,690	S39.9.14
3・6・29	市川大洲線	市川1丁目	市川南2丁目	11.0	約 900	S15.8.13
3・6・30	市川菅野線	市川3丁目	東菅野2丁目	11.0	約 2,750	S15.8.13
3・6・31	菅野若宮線	菅野3丁目	若宮2丁目	11.0	約 3,700	S15.8.13
3・6・32	市川鬼高線	市川南3丁目	鬼高3丁目	11.0	約 3,900	S15.8.13
3・5・33	市川駅南口線	市川南1丁目	市川南1丁目	14.0	約 200	S33.9.20
3・4・34	新行徳駅前線	塩浜3丁目	塩浜2丁目	20.0	約 260	S61.9.19
3・4・35	塩浜線	塩浜2丁目	塩浜2丁目	16.0	約 600	S61.9.19
3・3・36	堀之内駅前線	北国分町	北国分町	22.0	約 100	H2.3.9
3・4・37	堀之内線	北国分町	北国分町	16.0	約 470	H2.3.9
3・4・38	妙典駅前線	下妙典	下妙典	17.0	約 660	H6.12.2
合計					約 120,480	



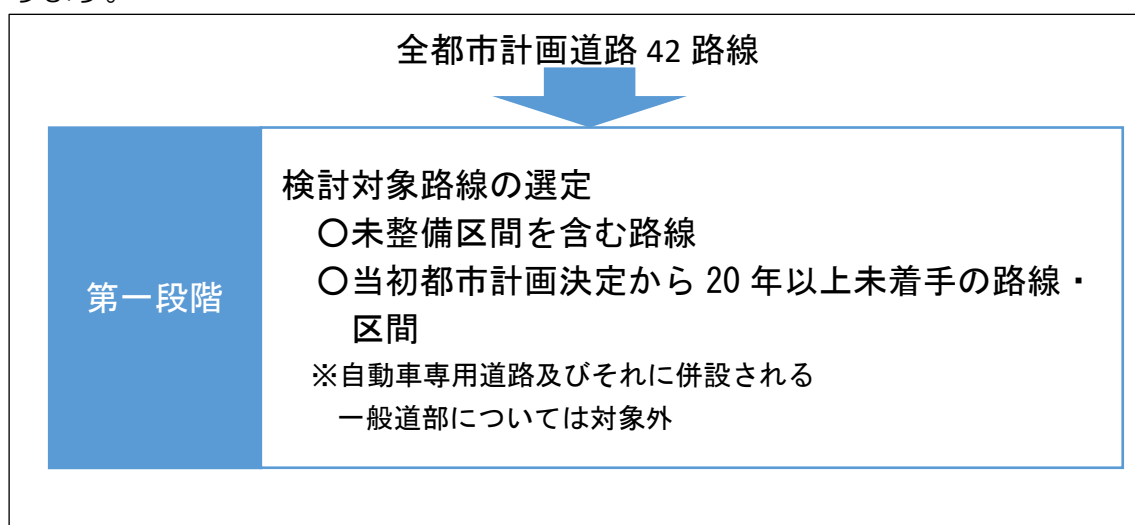
## 見直し作業の手順

見直し作業は千葉県の都市計画道路見直しガイドラインに沿って行いました。作業手順は、複数の段階に分かれており、「存続する路線」、「廃止する路線」、「ルート等変更の可能性を検討する路線」に候補分けを行います。



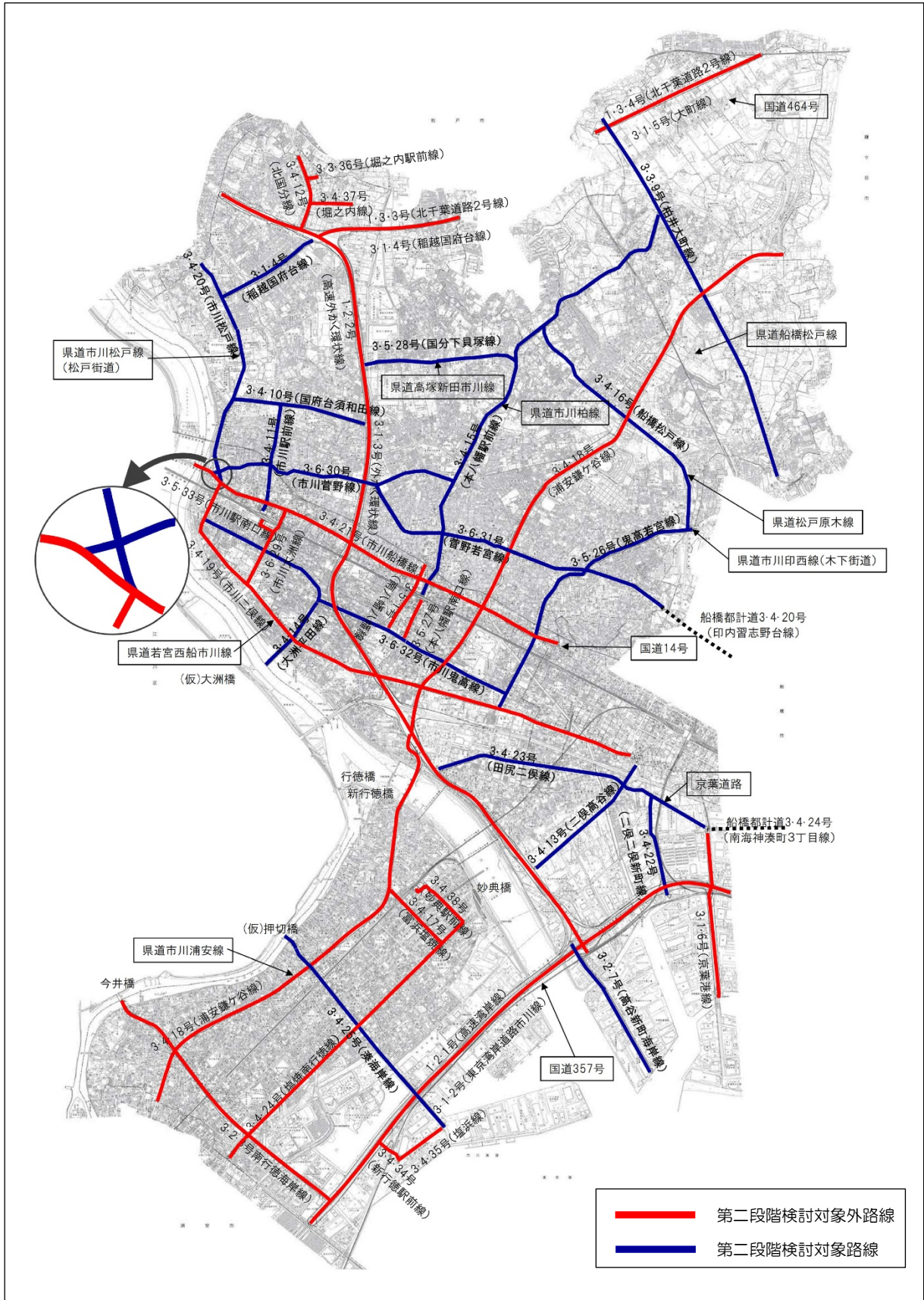
## 検討対象路線の選定

第一段階では見直しの検討対象路線を選定します。選定基準は下図のとおりとなります。



第一段階の検証の結果、次図の青で示している 18 路線が、第二段階の検討対象路線となりました。

# 第一段階検証結果





第一段階評価結果表 1/2

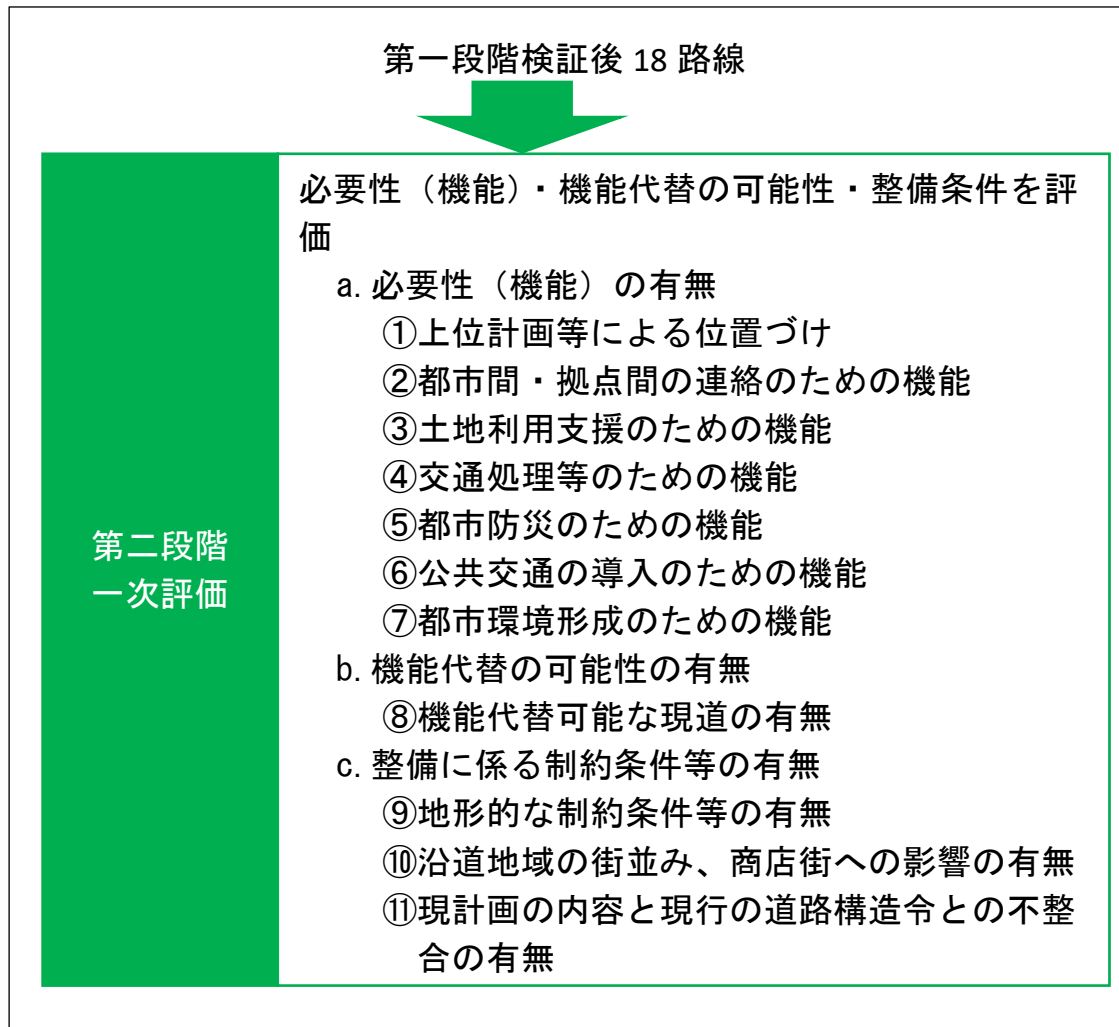
番号	名称	区間	未整備区間 なし	都決 20 年 未満	自動車専用道 又は 併設一般道部	結果
1・2・1	東京湾岸線	全線	✓		✓	対象外
1・2・2	高速外かく環状線	全線	✓		✓	対象外
1・3・3	北千葉道路 1 号線	全線		✓	✓	対象外
1・3・4	北千葉道路 2 号線	全線		✓	✓	対象外
3・5・1	南八幡八幡線	全線	✓			対象外
3・1・2	東京湾岸道路市川線	全線	✓		✓	対象外
3・1・3	外かく環状線	全線	✓		✓	対象外
3・1・4	稲越国府台線	外環東側			✓	対象外
		外環西側				検討対象
3・1・5	大町線	全線			✓	対象外
3・1・6	京葉港線	全線	✓			対象外
3・2・7	高谷新町海岸線	全線				検討対象
3・2・8	南行徳海岸線	全線	✓			対象外
3・3・9	柏井大町線	全線				検討対象
3・4・10	国府台須和田線	全線				検討対象
3・4・11	市川駅前線	全線				検討対象
3・4・12	北国分線	全線	✓			対象外
3・4・13	二俣高谷線	全線				検討対象
3・4・14	大洲平田線	全線				検討対象
3・4・15	本八幡駅前線	全線				検討対象
3・4・16	船橋松戸線	全線				検討対象
3・4・17	富浜塩焼線	全線	✓			対象外
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線	全線	✓			対象外
3・4・19	市川二俣線	全線	✓			対象外
3・4・20	市川松戸線	全線				検討対象

第一段階評価結果表 2/2

番号	名称	区間	未整備区間 なし	都決 20 年 未満	自動車専用道 又は 併設一般道部	結果
3・4・21	市川船橋線	全線	✓			対象外
3・4・22	二俣二俣新町線	全線				検討対象
3・4・23	田尻二俣線	全線				検討対象
3・4・24	塩焼南行徳線	全線	✓			対象外
3・4・25	湊海岸線	全線				検討対象
3・5・26	鬼高若宮線	全線				検討対象
3・5・27	本八幡駅南口線	全線	✓			対象外
3・5・28	国分下貝塚線	全線				検討対象
3・6・29	市川大洲線	全線	✓			対象外
3・6・30	市川菅野線	全線				検討対象
3・6・31	菅野若宮線	全線				検討対象
3・6・32	市川鬼高線	全線				検討対象
3・5・33	市川駅南口線	全線	✓			対象外
3・4・34	新行徳駅前線	全線	✓			対象外
3・4・35	塩浜線	全線	✓			対象外
3・3・36	堀之内駅前線	全線	✓			対象外
3・4・37	堀之内線	全線	✓			対象外
3・4・38	妙典駅前線	全線	✓			対象外

## 第二段階一次評価

次に第二段階の一次評価を行います。ここでは、「a 必要性（機能）の有無」、「b 機能代替の可能性の有無」、「c 整備に係る制約条件等の有無」の3つの観点から検討をおこないます。



### a 必要性（機能）の有無

第二段階一次評価の最初の項目である「a 必要性（機能）の有無」については都市計画道路としての必要性（機能）を7つの要素に分けて有無を評価します。このいずれにも該当しない場合、廃止候補の路線や区間となります。

### b 機能代替の可能性の有無

第二段階一次評価の2つ目の項目は「b 機能代替の可能性の有無」です。機能代替可能な現道が「あり」と判断されると、廃止候補の路線や区間となります。

### c 整備に係る制約条件

第二段階一次評価の3つ目の項目は「c.整備に係る制約条件等の有無」です。

ここで「あり」の場合は廃止候補または変更候補の路線や区間となります。

①から⑪の判断は下表のように行いました。

項 目		判断のポイント
a	①上位計画等による位置づけ	「市川市都市計画マスタープラン」「千葉県広域道路網マスタープラン」等に記載されている場合に評価。
	②都市間・拠点間の連絡のための機能	市外やインターチェンジへ接続している場合に評価。
	③土地利用支援のための機能	再開発促進区域等に接続する場合に評価。
	④交通処理等のための機能	現道に相応の交通量がある場合等に評価。
	⑤都市防災のための機能	広域避難場所や避難所に接続したり、新たな都市防災区画の形成に資する場合等に評価。
	⑥公共交通の導入のための機能	現道にバス路線がある場合等に評価。
	⑦都市環境形成のための機能	都市拠点（市川市都市計画マスタープランに記載）等に接続する場合に評価。
b	⑧機能代替可能な現道の有無	計画道路と同等の機能を有する現道がある。
c	⑨地形的な制約条件等の有無	国県事業が想定される路線以外で江戸川を渡るもの等。
	⑩沿道地域の街並み、商店街への影響の有無	景観重点地区への悪影響が見込まれるもの、低層住宅専用地域で商店が多く立地する道路に重なる路線。
	⑪現計画の内容と現行の道路構造令との不整合の有無	道路構造令を満たさないもの。ただし計画幅員が道路構造令に不足している場合については、「満たさない」との判断条件にしない。



第一段階の評価で検討対象として抽出された 18 路線について検討した結果、  
下表の通り、2 路線が廃止候補路線、1 路線が変更候補路線となりました。

第二段階一次評価までの結果表 1/2

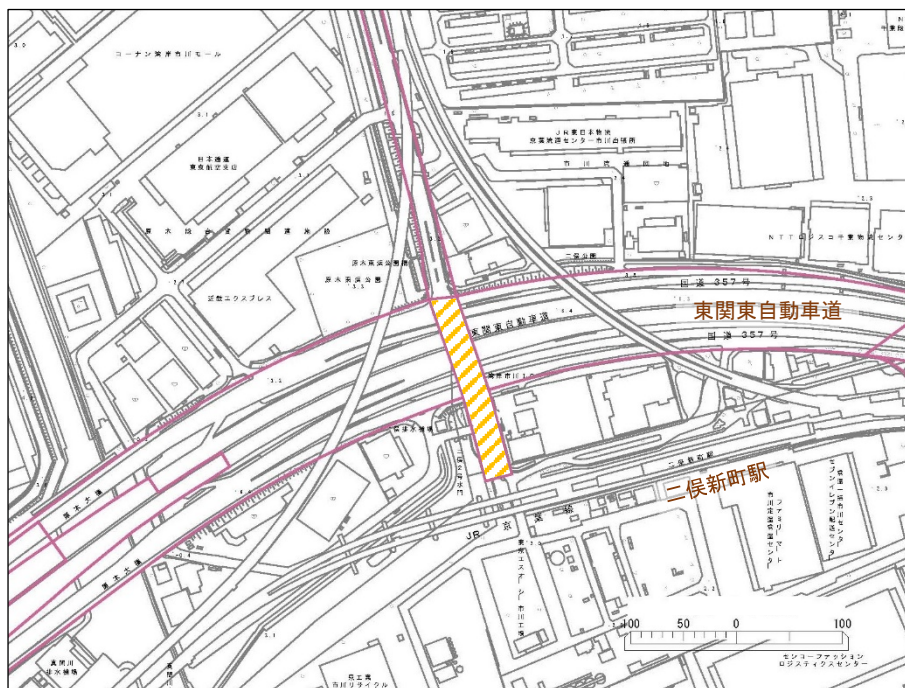
番号	名称	区間	第一段階	第二段階一次評価			
			評価結果	a	b	c	評価結果
1・2・1	東京湾岸線	全線	対象外	—	—	—	—
1・2・2	高速外かく環状線	全線	対象外	—	—	—	—
1・3・3	北千葉道路 1 号線	全線	対象外	—	—	—	—
1・3・4	北千葉道路 2 号線	全線	対象外	—	—	—	—
3・5・1	南八幡八幡線	全線	対象外	—	—	—	—
3・1・2	東京湾岸道路市川線	全線	対象外	—	—	—	—
3・1・3	外かく環状線	全線	対象外	—	—	—	—
3・1・4	稲越国府台線	外環東側	対象外	—	—	—	—
		外環西側	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・1・5	大町線	全線	対象外	—	—	—	—
3・1・6	京葉港線	全線	対象外	—	—	—	—
3・2・7	高谷新町海岸線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・2・8	南行徳海岸線	全線	対象外	—	—	—	—
3・3・9	柏井大町線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・10	国府台須和田線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・11	市川駅前線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・12	北国分線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・13	二俣高谷線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・14	大洲平田線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・15	本八幡駅前線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・16	船橋松戸線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・17	富浜塩焼線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線	全線	対象外	—	—	—	—

第二段階一次評価までの結果表 2/2

番号	名称	区間	第一段階	第二段階一次評価			
			評価結果	a	b	c	評価結果
3・4・19	市川二俣線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・20	市川松戸線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・4・21	市川船橋線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・22	二俣二俣新町線	国道 357 号 から南	検討対象	なし	なし	なし	廃止候補
		上記以外		あり	なし	なし	存続候補
3・4・23	田尻二俣線	船橋区間～ 原木 IC 南側 の交差点	検討対象	あり	なし	あり	変更候補
		上記以外		あり	なし	なし	存続候補
3・4・24	塩焼南行徳線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・25	湊海岸線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・5・26	鬼高若宮線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・5・27	本八幡駅南口線	全線	対象外	—	—	—	—
3・5・28	国分下貝塚線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・6・29	市川大洲線	全線	対象外	—	—	—	—
3・6・30	市川菅野線	国道 14 号～ 県道市川松戸線	検討対象	なし	あり	あり	廃止候補
		上記以外		あり	なし	なし	存続候補
3・6・31	菅野若宮線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・6・32	市川鬼高線	全線	検討対象	あり	なし	なし	存続候補
3・5・33	市川駅南口線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・34	新行徳駅前線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・35	塩浜線	全線	対象外	—	—	—	—
3・3・36	堀之内駅前線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・37	堀之内線	全線	対象外	—	—	—	—
3・4・38	妙典駅前線	全線	対象外	—	—	—	—

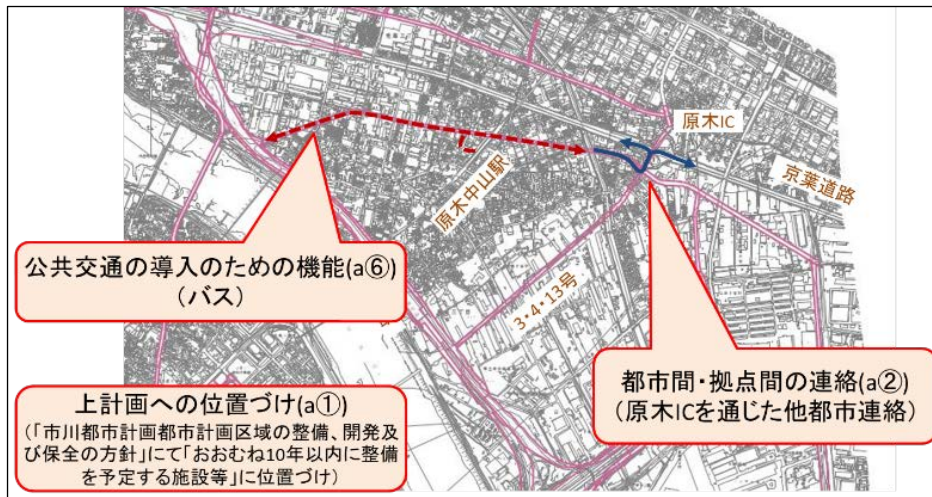
この検討により廃止候補または変更候補となった3路線についての第二段階一次評価結果を次ページ以降に示します。なお、全体の評価については本方針書末尾に掲載しています。

路線名	3・4・22号二俣二俣新町線	検討段階	第二段階一次評価
検討区間	国道357号から南の区間約180m		
検討結果	廃止候補区間 ⇒二次評価へ		
理由	<p>(a) 都市計画道路としての必要性(機能)を有しない。</p> <p>(b) 機能代替可能な現道はない。</p> <p>(c) 整備に係る制約条件はない。</p>	位置図	

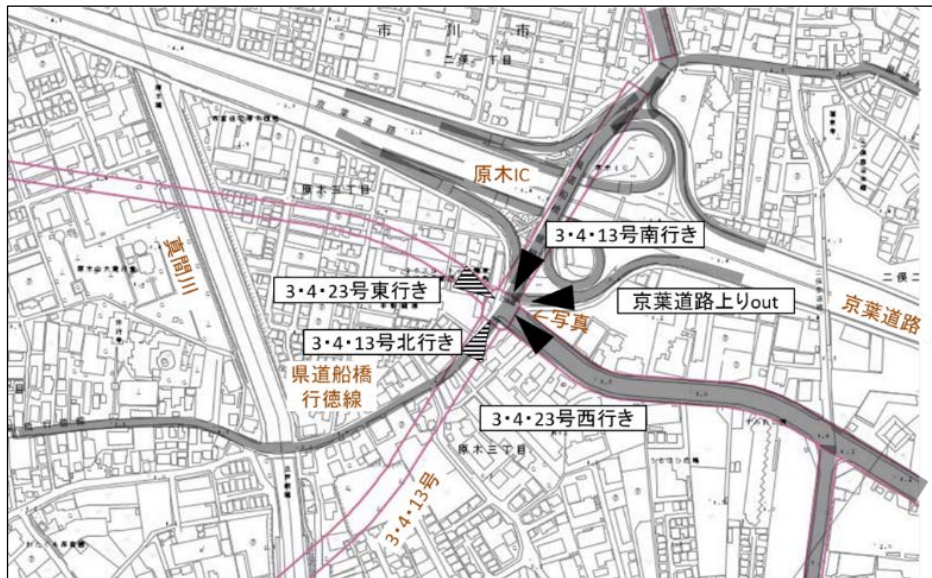


路線名	3・4・23号田尻二俣線	検討段階	第二段階一次評価
検討区間	船橋市区間と原木インターチェンジ南側の交差点間約750m		
検討結果	変更候補区間 →二次評価へ		
理由	<p>(a) 都市計画道路としての必要性(機能)を有する。【図①】</p> <p>(b) 機能代替可能な現道はない。</p> <p>(c) 原木インターチェンジ南側の交差点は、流入が5方向から発生し、道路構造令に適合しない【図②】</p>	位置図	

図①

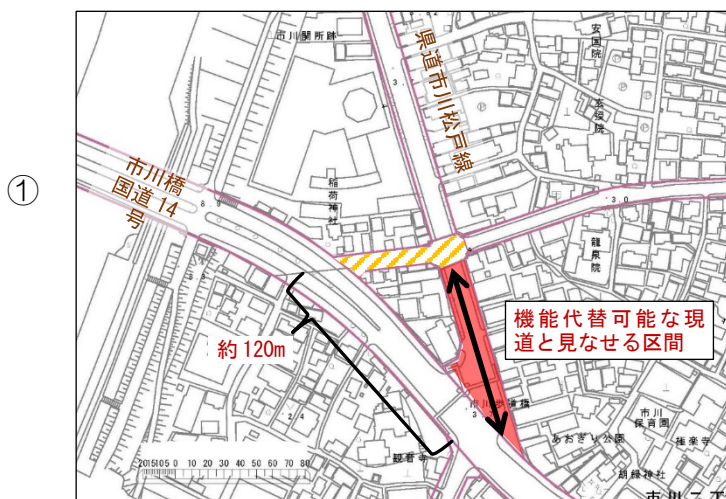


図②

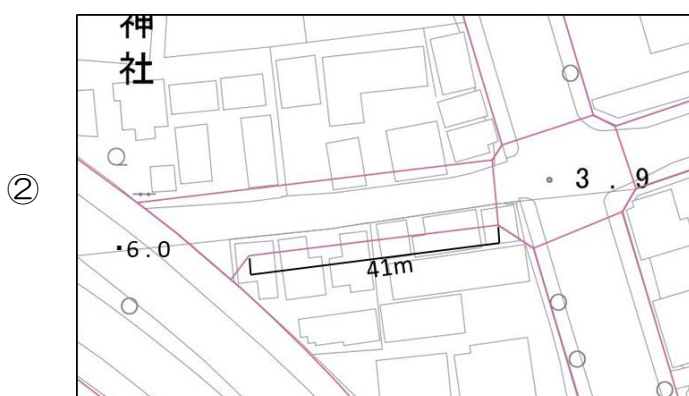




路線名	3・6・30号市川菅野線	検討段階	第二段階一次評価
検討区間	国道14号から県道市川松戸線の間の区間約70m		
検討結果	廃止候補区間 ⇒二次評価へ		
理由	<p>(a)都市計画道路としての必要性(機能)を有していない。</p> <p>(b)県道市川松戸線が機能代替可能な現道となっている。【図①】</p> <p>(c)道路構造令に適合する勾配が取れない。【図②】</p>	位置図	



都計道 3・6・30 号が国道 14 号に接続を予定する地点から約 120m の位置で、県道市川松戸線が国道 14 号に接続する。



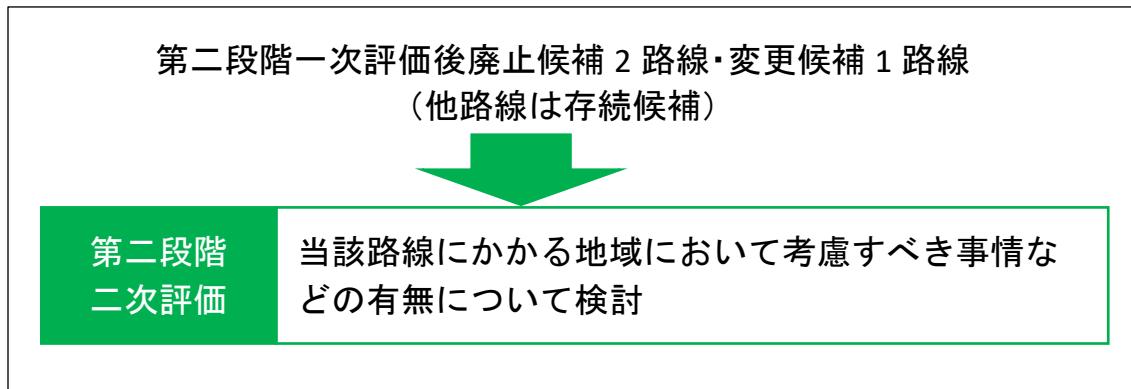
○設計速度 40km/h の場合の最大縦断勾配：7%

○交差点取付部の緩勾配区間長の最小値：40m

⇒道路構造令を満足する縦断勾配をとることができない。

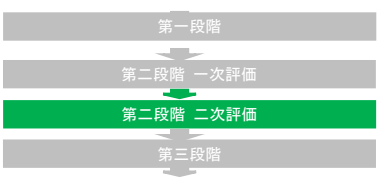

## 第二段階二次評価

ここまでの評価で廃止候補また変更候補となった3路線について、考慮すべき事情を検討します。



番号	路線	区間	第二段階一次評価結果
1	3・4・22号 二俣二俣新町線	国道 357 号から南の区間 約 180m	廃止候補
2	3・4・23号 田尻二俣線	船橋市区間と原木インター チェンジ南側の交差点間約 750m	変更候補
3	3・6・30号 市川菅野線	国道 14 号から県道市川松 戸線の間区間約 70m	廃止候補

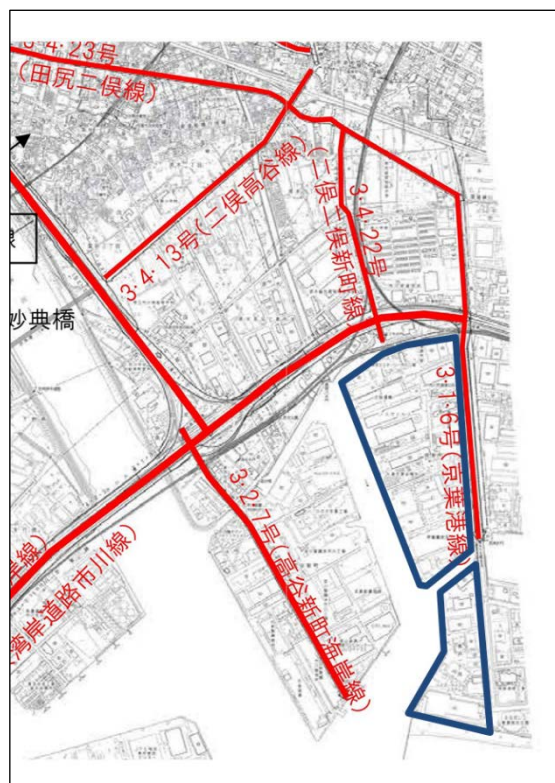
上記3路線についての第二段階二次評価結果を次ページ以降に示します。

路線名	3・4・22号二俣二俣新町線	検討段階	第二段階二次評価
検討区間	国道357号から南の区間約180m		
検討結果	廃止候補区間 → 第三段階へ		
理由	<p>原木方面から湾岸道路への接続が当初都市計画決定の目的であり、達成済みである。【図①】</p> <p>二俣新町地区等へのアクセス道路としての機能は都計道3・1・6号京葉港線が有している。【図②】</p>	位置図	

図①



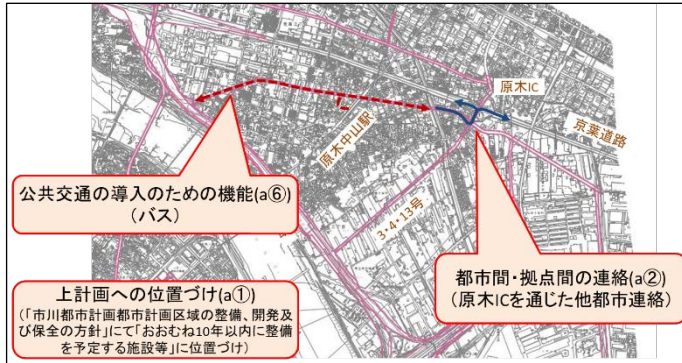
図②



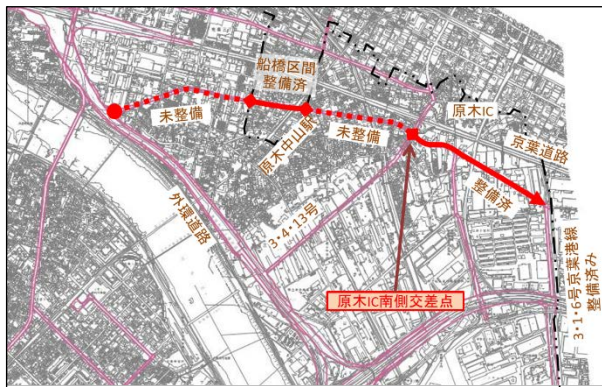


路線名	3・4・23号田尻二俣線	検討段階	第二段階二次評価
検討区間	船橋市区間と原木インターチェンジ南側の交差点間約750m		
検討結果	存続候補区間		
理由	<p>都市計画道路としての必要性（機能）は認められる。【図①】</p> <p>整備済み区間がある。【図②】</p> <p>現計画で生じる変則交差点の解消に関しては、今後、都計道3・4・13号の事業化に向けた検討と一体的に検討を行う。【図③】</p>	位置図	

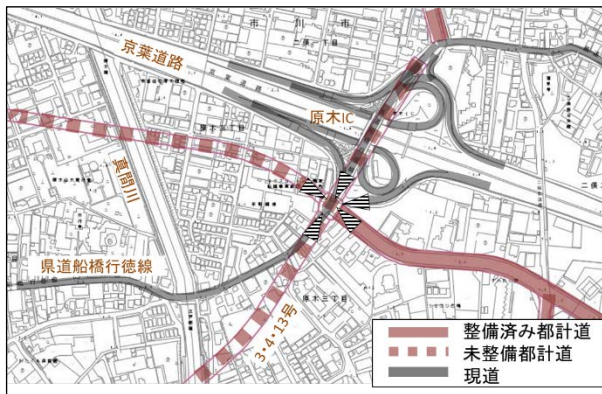
図①



図②

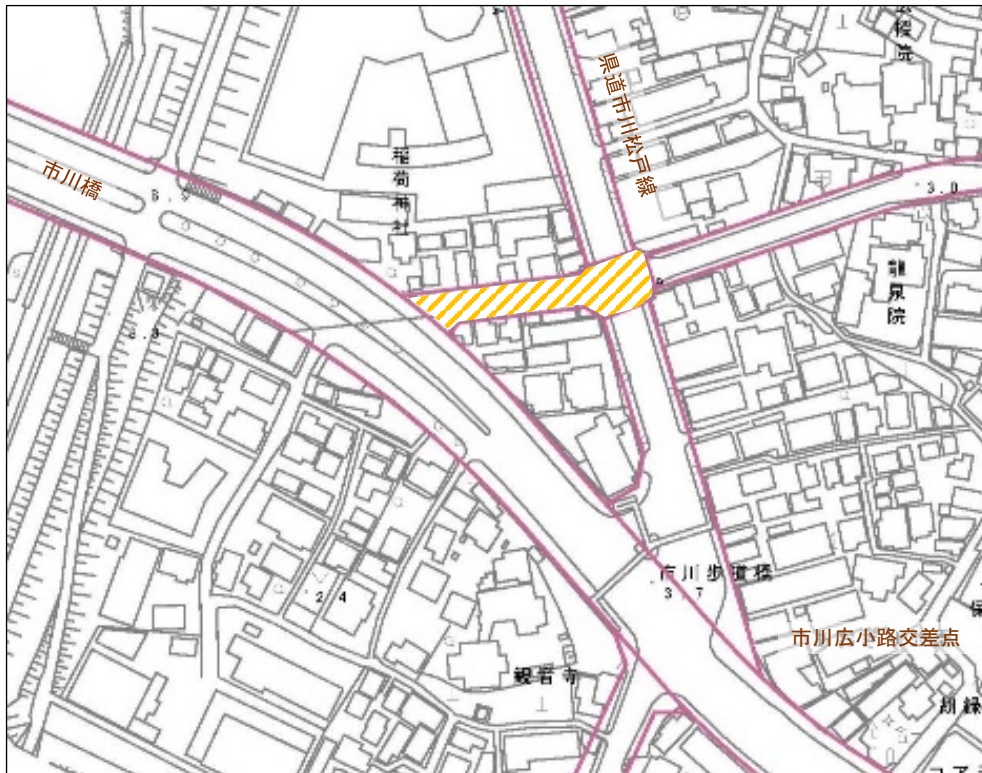


図③



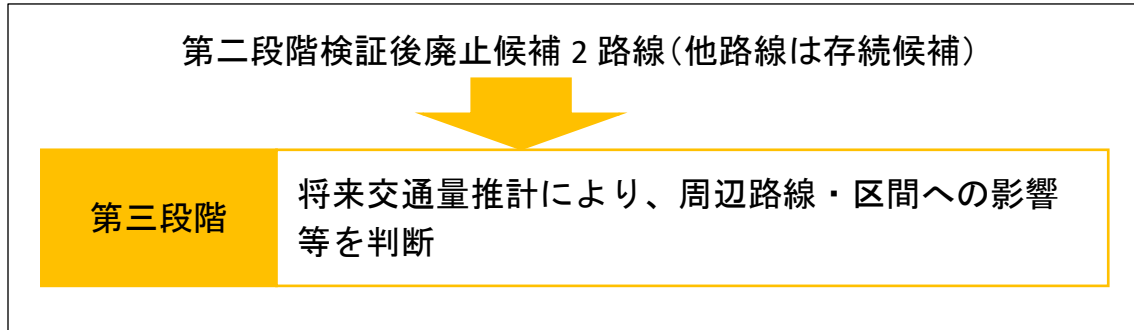


路線名	3・6・30号市川菅野線	検討段階	第二段階二次評価
検討区間	国道14号から県道市川松戸線の間の区間約70m		
検討結果	廃止候補区間 ⇒ 第三段階へ		
理由	<p>第二段階一次評価のほか、考慮すべき事情がない。</p> <p>a 必要性（機能）：なし</p> <p>b 機能を代替する路線：あり</p> <p>c 整備にかかる制約条件：あり</p>	位置図	



### 第三段階評価

ここまでの評価で廃止候補となった2路線を廃止した場合の周辺路線・区間の影響等を、将来交通量推計により判断します。判断は「混雑度」という指標をもって行います。



番号	路線	区間	第二段階評価結果
1	3・4・22号 二俣二俣新町線	国道 357 号から南の区間 約 180m	廃止候補
2	3・6・30号 市川菅野線	国道 14 号から県道市川松 戸線の間区間約 70m	廃止候補

#### 混雑度とは

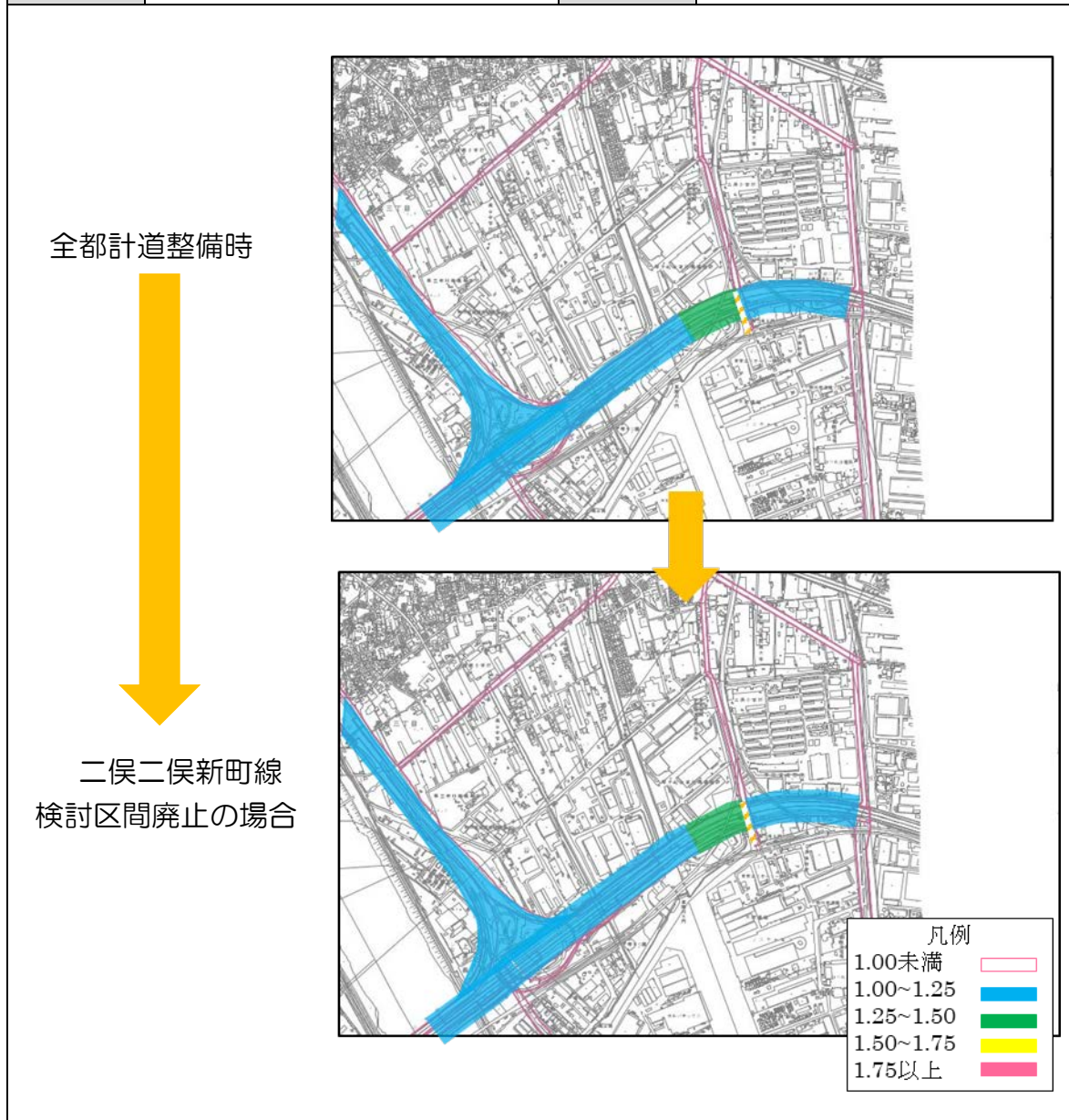
混雑度は道路交通の円滑さを表す指標で

$$\text{混雑度} = \text{交通量} / \text{交通容量}$$

で算定されます。交通容量とはその道路が流すことができる交通量です。「都市計画道路見直しガイドライン」(千葉県)では、(社)日本道路協会によるランク別交通状況が下表のように示されています。

混雑度のランク	交通状況の推定
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0~1.25	昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間 (ピーク時間) ある。何時間も混雑するという可能性は非常に小さい。
1.25~1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみの混雑から日中の連続的混雑への過渡状態といえる。
1.75 以上	慢性的混雑状態。

路線名	3・4・22号二俣二俣新町線	検討段階	第三段階
検討区間	国道357号から南の区間約180m		
検討結果	廃止候補区間		
理由	廃止による周辺道路の混雑度の悪化は見られなかった。	位置図	



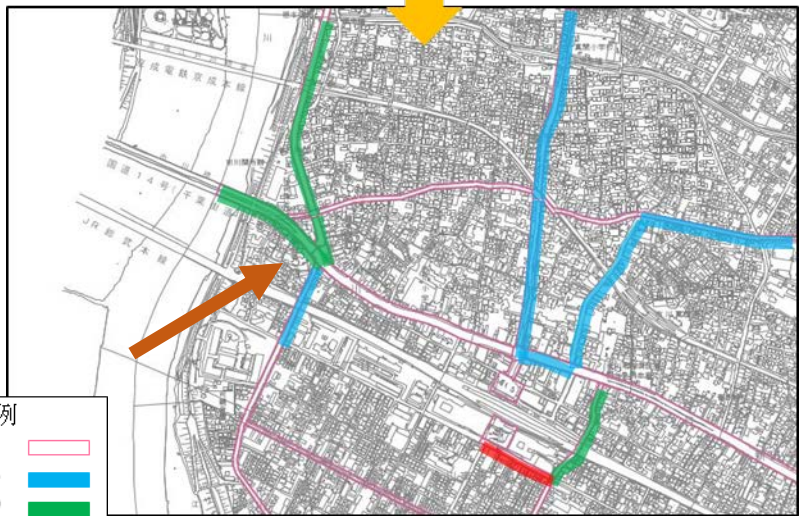
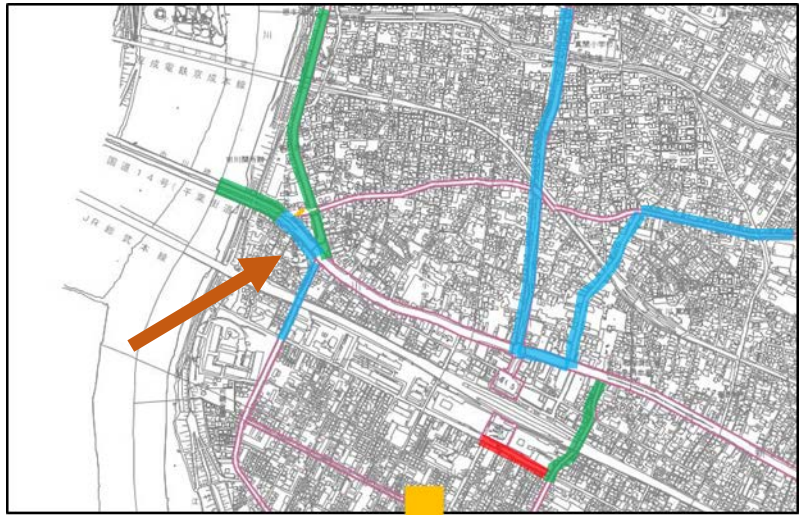


路線名	3・6・30号市川菅野線	検討段階	第三段階
検討区間	国道14号から県道市川松戸線の間の区間約70m		
検討結果	廃止候補区間		
理由	国道14号の市川広小路交差点から西側の120m区間で混雑度ランクが若干上昇しましたが、大きな影響はないと判断される。	位置図	

全都計道整備時  
 ※本区間は構造上整備が不可能だが、仮に整備したものと推計。



市川菅野線  
 検討区間廃止の場合



凡例

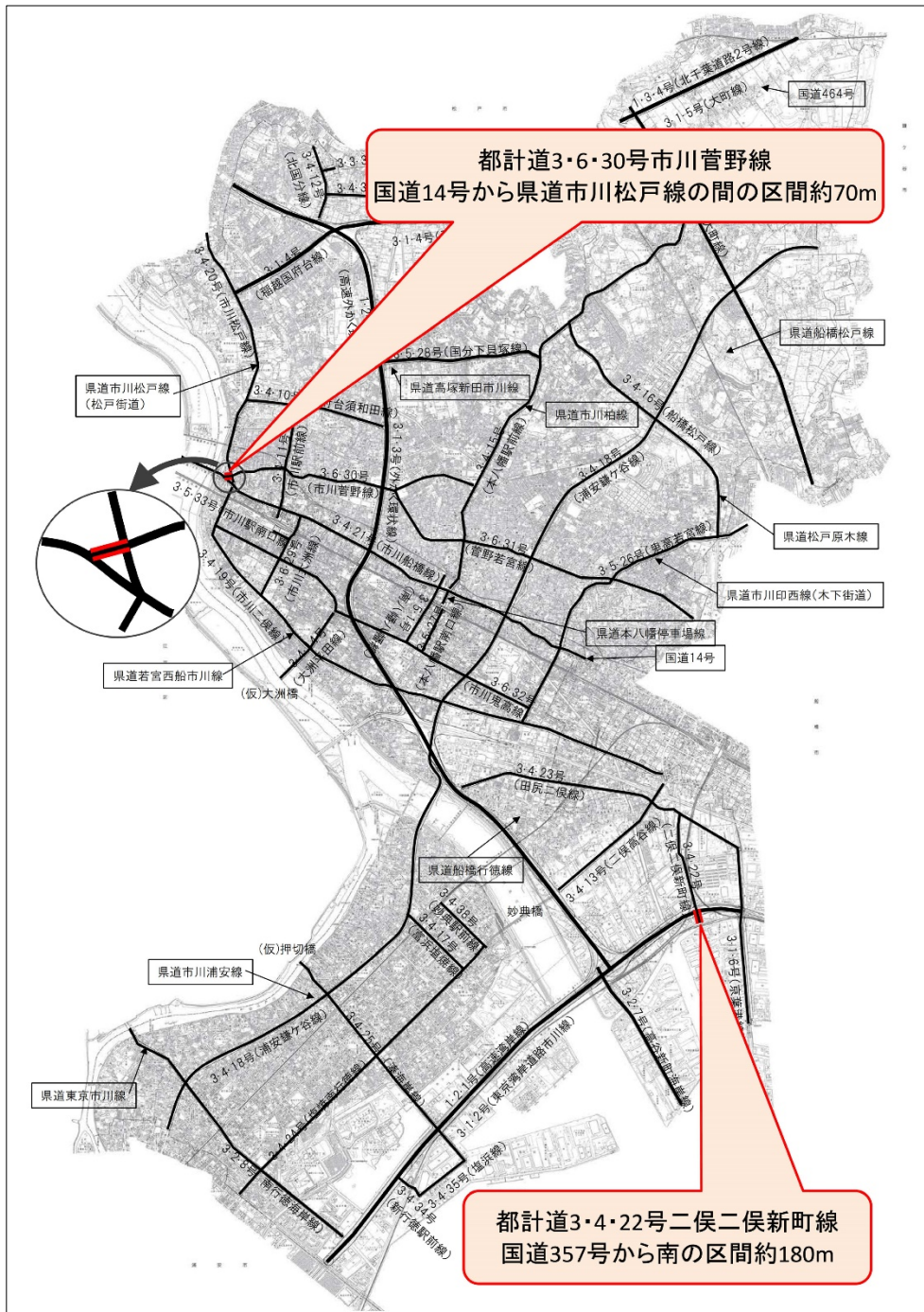
1.00未満	
1.00~1.25	
1.25~1.50	
1.50~1.75	
1.75以上	

## 都市計画道路見直しの方針


以下の2路線を廃止候補とします。その他の路線は存続候補とします。

番号	路線	区間
1	3・4・22 二俣二俣新町線	国道 357 号から南の区間約 180m
2	3・6・30 号市川菅野線	国道 14 号から県道市川松戸線の間の区間約 70m

廃止候補となった2路線の結果概要は次ページ以降のとおりです。

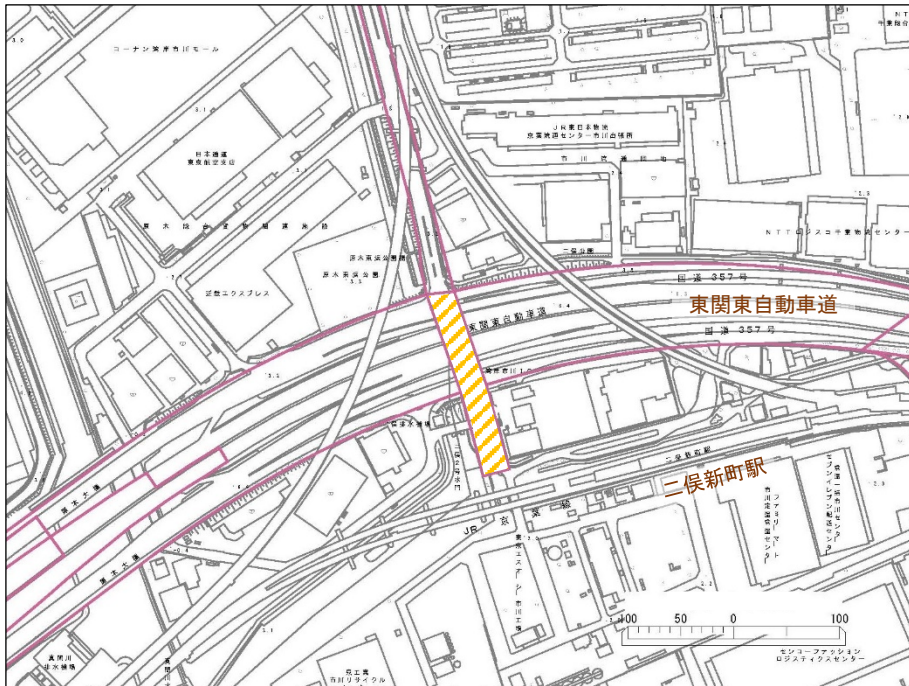




路線名	3・4・22号二俣二俣新町線	位置図	
検討区間	国道357号から南の区間約180m		
検討結果	廃止候補区間		

理由

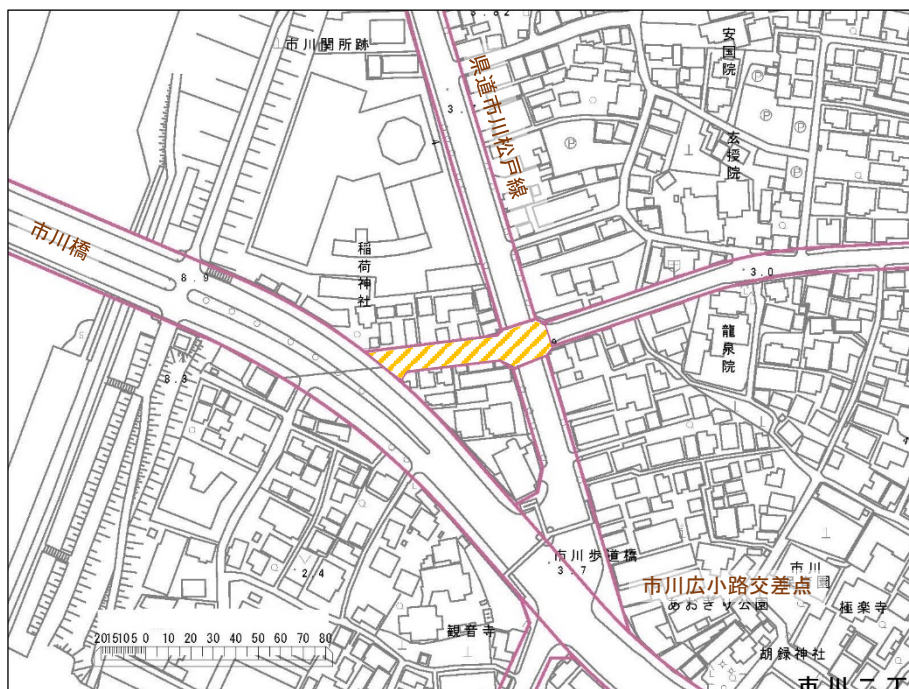
- 都計道としての必要性（機能）を有していない。
- 原木方面から湾岸道路への接続が当初都市計画決定の目的であり、達成済みである。
- 二俣新町地区等へのアクセス道路としての機能は都計道3・1・6号京葉港線が有している。
- 廃止による周辺道路の混雑度の悪化は見られない。



路線名	3・6・30号市川菅野線	位置図	
検討区間	国道14号から県道市川松戸線の間の区間約70m		
検討結果	廃止候補区間		

理由

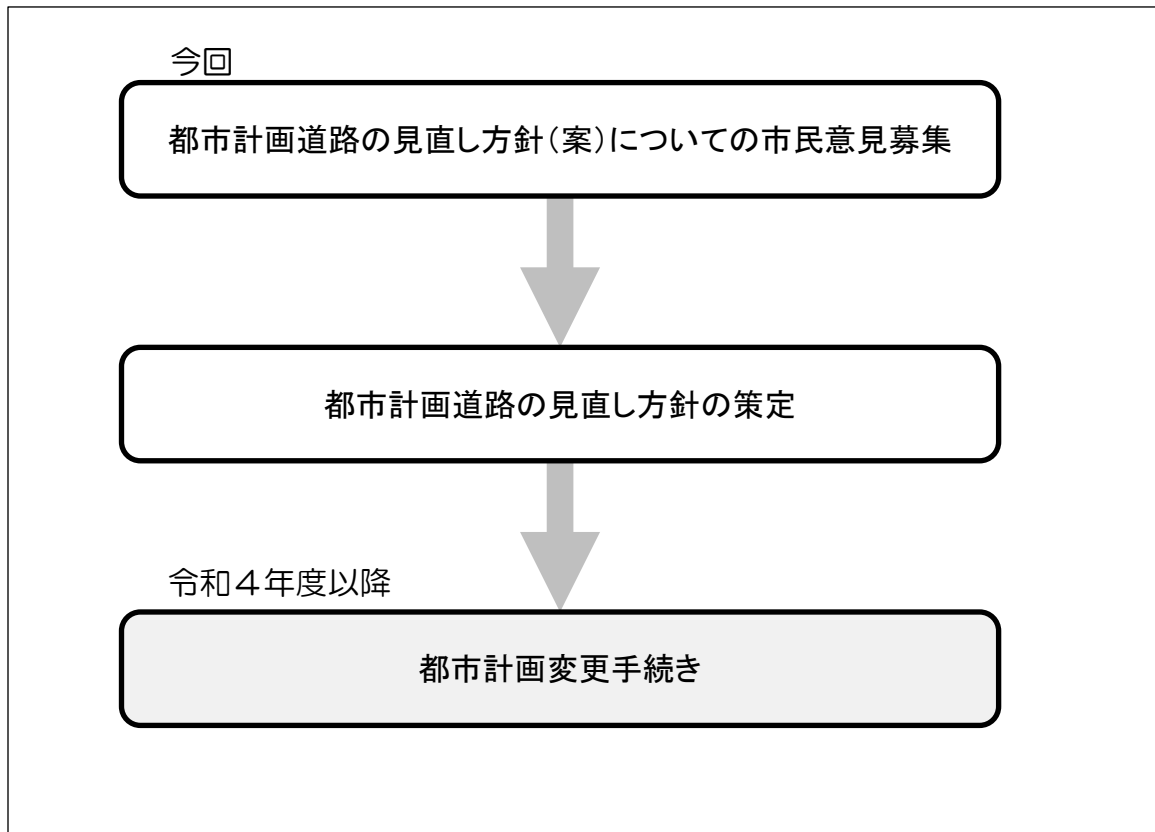
- 都計道としての必要性（機能）を有していない。
- 県道市川松戸線が機能代替可能な現道となっている。
- 国道14号から県道市川松戸線の間については、延長が約41mである一方、高低差が約2.1mあり、道路構造令に適合する勾配が取れず、整備に係る制約条件となっている。
- 廃止により、国道14号の市川広小路交差点から西側の120m区間で混雑度ランクが若干上昇するが、大きな影響はないと判断される。



※都計道3・4・20号（県道市川松戸線）の都市計画決定は一部変更が見込まれるが、廃止にはならない。

## 今後のスケジュール

提出されたパブリックコメントを参考に、都市計画道路の見直しの方針を策定します。廃止する都市計画道路について、令和4年度以降都市計画の手続きを行うこととします。



存続となった都市計画道路については必要な検討を行い、順次整備を進めることとします。

今後も、人口動向や道路・交通状況や、上位計画における位置づけ等、都市計画道路に関連する社会情勢は変化していくと考えられます。市川市では今後も千葉県と連携し、適宜都市計画道路の見直しを行っていくこととします。

【参考】各段階評価一覧表

番号	名称	区間	第一段階評価				第二段階評価											第三段階	方針									
			未整備 区間 なし	都決 20年 未済	自動車 専用道 又は 併設一 般道部	結果	一次評価																					
							a.路線・区間の必要性（機能）の有無							b.機能代 替の可能 性の有無 ⑧現道	c.路線・区間の整備に係る 制約条件等の有無					二次 評価	結果	交通への 影響						
①上位 計画	②都市 連絡	③土地 利用	④交通 処理	⑤都市 防災	⑥公共 交通	⑦都市 環境	⑨地形	⑩沿道 影響	⑪ 構造令 不整合																			
1・2・1	東京湾岸線	全線	✓		✓	対象外																						
1・2・2	高速外かく環状線	全線	✓		✓	対象外																						
1・3・3	北千葉道路1号線	全線		✓	✓	対象外																						
1・3・4	北千葉道路2号線	全線		✓	✓	対象外																						
3・5・1	南八幡八幡線	全線	✓			対象外																						
3・1・2	東京湾岸道路市川線	全線	✓		✓	対象外																						
3・1・3	外かく環状線	全線	✓		✓	対象外																						
3・1・4	稲越国府台線	外環東側			✓	対象外																						
		外環西側				検討対象	県広域道路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・1・5	大町線	全線			✓	対象外																						
3・1・6	京葉港線	全線	✓			対象外																						
3・2・7	高谷新町海岸線	全線				検討対象	-	-	-	交通量あり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・2・8	南行徳海岸線	全線	✓			対象外																						
3・3・9	柏井大町線	松戸境～事業区間				検討対象	都市マス等	隣接自治体	-	交通量あり	避難所等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
		事業区間				検討対象	都市マス等	隣接自治体	-	交通量あり	避難所等	バス既存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・4・10	国府台須和田線	全線				検討対象	-	-	-	-	避難所等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・4・11	市川駅前線	R14～踏切				検討対象	-	商業地域	再開発促進	交通量あり	-	バス既存	都市拠点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続
		踏切～3・4・10				検討対象	-	-	-	-	避難所等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続
3・4・12	北国分線	全線	✓			対象外																						
3・4・13	二俣高谷線	未整備区間				検討対象	都市マス等	原木IC等	-	交通量あり	-	バス導入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・4・14	大洲平田線	大洲橋～産業道路				検討対象	整開保等	隣接自治体	-	-	広域避難場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
		産業道路～三番堀				検討対象	-	-	-	-	広域避難場所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・4・15	本八幡駅前線	R14～不二女付近				検討対象	都市マス	隣接自治体等	再開発誘導	交通量あり	避難所	バス既存	都市拠点	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
		～菅野交番付近				検討対象	都市マス等	隣接自治体等	再開発誘導	交通量あり	避難所	バス既存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
		～整備済区間前				検討対象	都市マス	隣接自治体等	-	交通量あり	避難所等	バス既存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
		大野駅～3・3・9				検討対象	都市マス	隣接自治体等	-	交通量あり	広域避難場所	バス既存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続	
3・4・16	船橋松戸線	全線				検討対象	都市マス	隣接自治体等	-	交通量あり	避難所等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	存続	存続		
3・4・17	富浜塩焼線	全線	✓			対象外																						
3・4・18	浦安鎌ヶ谷線	全線	✓			対象外																						
3・4・19	市川二俣線	全線	✓			対象外																						

○未整備区間について記載（未整備区間がない路線は一行で記載）。

番号	名称	区間	第一段階評価				第二段階評価											第三段階	方針							
			未整備 区間 なし	都決 20年 未満	自動車 専用道 又は 併設一 般道部	結果	一次評価													二次 評価	結果	交通への 影響				
							a.路線・区間の必要性（機能）の有無							b.機能代 替の可能 性の有無 ⑧現道	c.路線・区間の整備に係る 制約条件等の有無											
							①上位 計画	②都市 連絡	③土地 利用	④交通 処理	⑤都市 防災	⑥公共 交通	⑦都市 環境		⑨地形	⑩沿道 影響	⑪構造令 不整合									
3・4・20	市川松戸線	和洋前～ 松戸境				検討対象	都市マス	隣接自治体 等	－	交通量あり	避難所等	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
3・4・21	市川船橋線	全線	✓			対象外																				
3・4・22	二俣二俣新町線	湾岸道路 以南				検討対象	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	都決目的 達成済み	廃止	無し		廃止	
3・4・23	田尻二俣線	外環～船橋 市域				検討対象	整開保	隣接自治体 等	－	－	－	バス導入	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		船橋境東～ 原木 IC				検討対象	整開保	隣接自治体 等	－	－	－	バス導入	－	－	－	－	－	－	変則交差点	制約は 今後検討	存続		存続		存続	
3・4・24	塩焼南行徳線	全線	✓			対象外																				
3・4・25	湊海岸線	都県境～ 旧道				検討対象	整開保等	隣接自治体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		旧道～ バイパス				検討対象	整開保等	隣接自治体	－	交通量あり	－	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		千鳥町隣 接区間				検討対象	整開保等	商業地域	再開発促進	交通量あり	－	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
3・5・26	鬼高若宮線	R14以南				検討対象	－	隣接自治体	－	－	避難所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		事業中 区間				検討対象	整開保	隣接自治体	－	交通量あり	－	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		～船橋境				検討対象	－	隣接自治体	－	交通量あり	避難所等	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
3・5・27	本八幡駅南口線	全線	✓			対象外																				
3・5・28	国分下貝塚線	春木川以 西				検討対象	都市マス等	市川北 IC	－	交通量あり	避難所	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		春木川以 東				検討対象	都市マス等	市川北 IC	－	交通量あり	避難所	バス既存	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
3・6・29	市川大洲線	全線	✓			対象外																				
3・6・30	市川菅野線	R14～市川 松戸線				検討対象	－	－	－	－	－	－	－	市川松戸線	－	－	縦断勾配	評価点 なし	－	－	－	廃止	無し		廃止	
3・6・31	菅野若宮線	木下街道 以東				検討対象	－	隣接自治体	－	－	延焼防止	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続		
3・6・32	市川鬼高線	3・6・29交 差点迄				検討対象	都市マス等	－	再開発誘導	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続		
		～3・4・14 交差点				検討対象	都市マス等	－	再開発誘導	－	－	バス導入	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続		
		外環～ 3・5・27				検討対象	都市マス等	－	－	交通量あり	－	バス導入	都市拠点	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
		～東側終 点				検討対象	都市マス	－	－	－	避難所	－	都市拠点	－	－	－	－	－	－	－	－	－	存続		存続	
3・5・33	市川駅南口線	全線	✓			対象外																				
3・4・34	新行徳駅前線	全線	✓			対象外																				
3・4・35	塩浜線	全線	✓			対象外																				
3・3・36	堀之内駅前線	全線	✓			対象外																				
3・4・37	堀之内線	全線	✓			対象外																				
3・4・38	妙典駅前線	全線	✓			対象外																				
全 4 2 路線			検討対象 1 8 路線				検討対象 1 8 路線のうち、存続候補 1 6 路線、廃止候補 2 路線													2 路線廃止						

○未整備区間について記載（未整備区間がない路線は一行で記載）。